

宮崎労発基 0911 第 1 号  
令和 5 年 9 月 25 日

宮崎県経営者協会 会長 殿

宮崎労働局長



宮崎県最低賃金の引き上げに対する中小企業・小規模事業者への  
支援制度（業務改善助成金）の周知について（ご依頼）

時下、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

労働行政の推進につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和 5 年度の宮崎県最低賃金については、現行の 853 円から 44 円引き上げられ 897 円となる改正が 9 月 6 日の官報に公示され、10 月 6 日から効力発生となりました。

一方で、円安や資源高を背景とした原材料費などの高騰に加えて、多くの事業者が価格転嫁できていないなどによる先行きの不安、懸念が高まる状況の中で、最低賃金引き上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者に対して重点的な支援が重要となっております。

その支援策として「業務改善助成金」の活用により、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を一定以上引き上げ、設備投資等を行った事業者に対して、その費用の一部を助成していますが、8 月 31 日から対象事業場の拡大、事業場規模 50 人未満の事業者における事業場内最低賃金引き上げ後の申請を可能とするなどの拡充が図られました。

宮崎労働局としましても事業者の皆様の負担の軽減につながるよう「業務改善助成金」の活用促進について、さらなる周知・広報に努めているところです。

つきましては、貴団体におかれましても、会員の皆様等への周知にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【最低賃金問合せ先】

労働基準部賃金室 Tel 0985-38-8836

【業務改善助成金問合せ先】

業務改善助成金コールセンター Tel 0120-366-440

みやざき働き方改革推進支援センター Tel 0120-975-264

【業務改善助成金申請先】

雇用環境・均等室 Tel 0985-38-8821